

議案第40号資料

上尾市社会教育委員会議運営規則改正要旨

1 趣旨

| | |
|-----|--|
| 現行 | 社会教育法第17条に規定する職務を行うため会議を開く場合はこの規則の定めるところによる。 |
| 改正案 | 上尾市社会教育委員に関する条例第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 |

*社会教育法第17条

社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

*上尾市社会教育委員に関する条例第5条（平成26年4月1日施行）

この条例に定めるもののほか、委員に関し必要事項は、教育委員会規則で定める。

2 議長・副議長の任期

これまで社会教育委員の任期が2年であるのに対し、第3条第2項で議長・副議長の任期が1年と定めていた。これを他の附属機関の定めに倣い、任期と同様の2年とするため任期1年の規定を削除した。

3 庶務・委任

これまで第6条で書記を置くとしていたが、他の附属機関の定めに倣い、第4条で会議の庶務を教育総務部生涯学習課において処理するとした。また、他の附属機関の定めに倣い、第5条で委任の条文を定めた。

上尾市社会教育委員会議運営規則(案) 新旧対照表

(昭和35年上尾市教育委員会規則第1号)

| 現行 | 改正後 (案) |
|---|--|
| <p>○上尾市社会教育委員会議運営規則</p> <p>第1条 <u>上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）が、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条に規定する職務を行うため会議を開く場合は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 会議は、必要により、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。</p> <p>第3条 <u>会議の運営上、委員の互選により、議長、副議長各1人を選出するものとする。</u></p> <p>2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 <u>議長は、会議を主宰する。</u></p> <p>4 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その</p> | <p>○上尾市社会教育委員会議運営規則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この規則は、上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(議長及び副議長)</u></p> <p>第2条 <u>会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>**削除**</u></p> <p>2 議長は、<u>会務を総理し、会議を代表する。</u></p> <p>3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その</p> |

職務を行う。

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって、これを決する。

3 議長は、会議の結果を、文書をもって教育長に報告しなければならない。

第5条 会議の運営上必要があるときは、専門部会を設けることができる。

第6条 会議に書記1人を置く。

2 書記は、教育長が、その補助職員のうちから任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

削除

削除

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

削除

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。